

中央大学学位規則

(2023年4月1日施行)

中央大学学位規則

(規程第三十六号)

(目的)

第一条 この規則は、中央大学（以下「本大学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、中央大学学則、中央大学大学院学則及び中央大学専門職大学院学則に定めるものは、この限りでない。

(学位)

第二条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 修士の学位に付する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- 修士（法学）
- 修士（政治学）
- 修士（経済学）
- 修士（商学）
- 修士（理学）
- 修士（工学）
- 修士（文学）
- 修士（史学）
- 修士（哲学）
- 修士（社会学）
- 修士（社会情報学）
- 修士（教育学）
- 修士（心理学）
- 修士（総合政策）
- 修士（国際情報）

3 博士の学位に付する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- 博士（法学）
- 博士（政治学）
- 博士（経済学）
- 博士（会計学）
- 博士（経営学）
- 博士（商学）
- 博士（金融学）
- 博士（理学）
- 博士（工学）
- 博士（文学）
- 博士（史学）
- 博士（哲学）
- 博士（社会学）
- 博士（社会情報学）
- 博士（教育学）
- 博士（心理学）
- 博士（総合政策）
- 博士（学術）
- 博士（経営管理）

4 専門職学位の種類及びその専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- 法務博士（専門職）
- 経営修士（専門職）

5 学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

(修士学位授与の要件)

第三条 修士の学位は、本大学大学院（以下「本大学院」という。）博士課程の前期課程又は修士課程に二年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者又は在学期間の短縮を認めた者については、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 研究科委員会が特に必要と認めた場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。この場合においては、この規則の規定中「修士論文」並びに第十条第一項、同条第三項、第十二条、第十六条及び別記書式第一号の規定中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

(博士学位授与の要件)

第四条 博士の学位は、本大学院博士課程に五年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会又は研究科教授会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院博士課程に三年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本大学院博士課程の後期課程を経ない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し本大学院博士課程の後期課程を終えて学位を授与された者と同等以上の学識を有することを試問により確認された場合は、授与することができる。

3 前条第一項ただし書の規定による在学期間をもって本大学院博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者及び他の大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を一年以上二年未満の在学期間で修了した者の博士課程の後期課程の修了要件については、第一項中「五年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士課程の前期課程又は修士課程の在学期間に三年を加えた期間」と、「三年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（博士課程の前期課程又は修士課程の在学期間を含む。）」と読み替える。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、大学院学則第二十条第二項第二号から第七号までの適用を受けて入学した者の博士の学位は、本大学院博士課程の後期課程に三年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会又は研究科教授会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会又は研究科教授会が優れた研究業績を上げた者と認められた者については、本大学院博士課程の後期課程に一年（標準修業年限が一年以上二年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位授与の要件)

第四条の二 専門職学位は、本大学院専門職学位課程に二年（法科大学院の課程においては三年、戦略経営研究科戦略経営専攻においては専門職大学院学則の定めるところにより二年以外の標準修業年限を定める場合にあつては当該標準修業年限）以上在学し、各研究科所定の単位を修得した者にたいし、当該研究科教授会の議を経て授与する。

2 第一項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の在学期間に関しては、専門職大学院学則第六十条第一項の規定により研究科教授会が入学前の既修得単位を認定した者については、一年を超えない範囲で短縮することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、専門職大学院学則第七十五条の規定により法学既修者として認定された者については、第一項の在学期間については一年間在学し、同項に規定する単位については三十二単位を修得したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、戦略経営研究科戦略経営専攻（以下本項において「本専攻」という。）の課程の在学期間に関しては、専門職大学院学則八十七条又は第八十八条の規定により研究科教授会が入学又は再入学前の既修得単位を認定した者については、当該単位数、その修得した期間その他を勘案して本専攻の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で本専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本専攻に一年以上在学するものとする。

(修士論文の提出)

第五条 修士論文は、研究科が別に定める部数を作成し、指導教授を通じて、研究科委員会に提出するものとする。

(課程による者の博士論文の提出)

第六条 第四条第一項及び第四項の規定により博士学位の授与を請求するには、博士論文を研究科が別に定める部数作成し、博士学位申請書に博士論文の内容の要旨及び履歴書を添え、指導教授を通じて、研究科委員会又は研究科教授会に提出するものとする。

(課程によらない者の博士論文の提出)

第七条 第四条第二項の規定により博士学位の授与を請求するには、博士論文を研究科が別に定める部数作成し、博士学位申請書に博士論文の内容の要旨及び履歴書を添え、その請求する学位の種類を指定して、学長に提出しなければならない。

2 本大学院博士課程の後期課程において三年以上在学して退学した者が、再入学しないで博士の学位を請求するときも、前項の規定による。

3 博士論文は、一篇に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

(課程によらない者の博士学位請求論文の受理)

第八条 前条第一項の規定による博士論文の提出があつたときは、学長は、その論文を審査すべき研究科委員会又は研究科教授会の議を経て、受理するか否かを決定し、受理することに決定した博士論文について、審査させるものとする。

2 受理した論文は、還付しない。

(審査手数料)

第九条 学長は、前条第一項の規定により博士論文を受理したときは、博士学位の請求者にその旨を通知し、所定の審査手数料を納付させる。

2 納入した手数料は、還付しない。

(課程による者の学位論文の審査)

第十条 学位論文の審査は、指導教授を主査とし、ほかに当該研究科委員会又は研究科教授会が委員のうちから指名する二人以上の副査を加えて行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、研究科委員会又は研究科教授会の議を経て当該研究科の兼任の教員、他研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3 学位論文の審査は、博士論文については、提出後一年以内に、修士論文については、提出後三カ月以内に行う。
(課程によらない者の博士論文の審査)

第十一条 第八条第一項の規定による博士論文の審査については、当該研究科委員会又は研究科教授会は委員のうちから主査一人及び副査二人以上の審査委員を定める。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、研究科委員会又は研究科教授会の議を経て当該研究科の兼任の教員、他研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3 審査のため必要があるときは、研究科委員会又は研究科教授会は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(最終試験)

第十二条 最終試験は、当該研究科委員会又は研究科教授会が指名する三人以上の委員が学位論文及び関連科目について行う。

(学識の確認)

第十三条 第四条第二項に定める学識の確認のために行う試問は、口頭試問とする。ただし、研究科委員会又は研究科教授会が必要と認めるときは、筆答試問を併せて行うことができる。

2 前項の試問委員の決定について必要があるときは、研究科委員会又は研究科教授会の議を経て当該研究科の兼任の教員、他研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(試問の方法)

第十四条 前条に定める試問の方法は、次のとおりとする。

- 一 学位論文を中心として広く専攻学術に関連する科目に関する試問
- 二 外国語に関する試問

2 前項第二号の試問については、二カ国語を課することを原則とする。ただし、研究科委員会又は研究科教授会が特別の事由があると認めるときは、一カ国語のみとすることができる。

(試問の免除)

第十五条 第七条第二項の規定による学位の請求者が退学してから六年以内に学位論文を提出し、受理されたときは、試問を免除することができる。

(審査の結果の報告)

第十六条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は試問の終了後、速やかに、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験又は試問の結果の要旨及びその成績を、研究科委員会又は研究科教授会に、文書をもって報告しなければならない。

2 審査委員が論文審査の結果その内容が学位を授与するのに値しないと認めるときは、最終試験又は試問を行わないことができる。

(研究科委員会又は研究科教授会の審議)

第十七条 研究科委員会又は研究科教授会は、前条の報告に基づいて審議のうえ、学位を授与すべきか否かを投票により議決する。

2 前項の議決をするには、委員の過半数の出席を必要とする。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の三分の二以上の者の賛成がなければならない。

(研究科委員長又は研究科長の報告)

第十八条 研究科委員長又は研究科長は、遅滞なく前条の議決の結果を学長に報告しなければならない。

第十九条 削除

(学位の授与)

第二十条 学長は、研究科委員長又は研究科長の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付する。

2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(論文の内容の要旨等の公表)

第二十条の二 学長は、博士の学位を授与したときは、その学位を授与した日から三月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第二十一条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から一年以内に、その論文の全文を公表するものとする。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない事由がある場合には、当該研究科委員会又は研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行う

ものとする。

4 第二項の規定により公表する場合には、その学位論文に、中央大学審査学位論文である旨を明らかにしなければならない。

(学位授与の取消し)

第二十二條 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会又は研究科教授会の議決に基づき、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会又は研究科教授会において、前項の議決をするには、委員の三分の二以上の者の出席を必要とし、かつ、出席委員の四分の三以上の者の投票による賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第二十三條 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(学位記及び書類の様式)

第二十四條 学位記は、和文で交付する。

2 前項の定めにかかわらず、修士学位記及び専門職学位記については、当該研究科が定めるところにより、和文及び英文を併記したものを交付することができる。

3 学位記及び学位申請関係書類の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| 一 第三条の規定により授与する修士学位記の様式 | 別記書式第一号 |
| 二 第四条第一項及び第四項の規定により授与する博士学位記の様式 | 別記書式第二号 |
| 三 第四条第二項の規定により授与する博士学位記の様式 | 別記書式第三号 |
| 四 第四条の二の規定により授与する専門職学位記の様式 | 別記書式第三号の二又は別記書式第三号の三 |
| 五 第六条の規定による博士学位申請書の様式 | 別記書式第四号 |
| 六 第七条第一項の規定による博士学位申請書の様式 | 別記書式第五号 |

4 前項第二号、第三号及び第五号による様式において、当該学位が戦略経営研究科の課程による学位である場合は、同様式中、「研究科委員長」とあるのは、「戦略経営研究科長」と、「研究科委員会」とあるのは、「戦略経営研究科教授会」と読み替える。

附 則

第一条 この規程は、昭和四十二年四月一日から施行する。

第二条 この規則施行の際、学位論文を提出している者の審査等については、すべてこの規則による。

附 則

1 この改正は、昭和四十二年四月一日から実施する。

附 則

この規則は、昭和四十五年四月一日から実施する。

附 則 (規程第三百十号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条、第四条及び第七条第二項の規定は、昭和五十年四月一日以降の入学生から適用し、昭和四十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第四百十三号)

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (規程第四百四十六号)

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (規程第五百三十五号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (規程第五百七十六号)

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (規程第六百六十三号)

この規則は、昭和五十五年十二月二十二日から施行する。

附 則 (規程第千七百七十二号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千二百四十七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第二条第二項の修士（教育学）の学位に係る規定は、平成四年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千三百八十号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（規程第千四百三十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第二条第二項の修士（社会情報学）の学位に係る規定は、平成七年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千五百十三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第二条第三項中「博士（社会情報学）」、第三条及び第四条第三項の規定は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千五百十七号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百二号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百十七号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百三十二号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百三十号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百九十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第二条第二項の修士（心理学）の学位に係る規定は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千八百二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千八百六号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千八百四十九号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千九百三十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規則は、平成十五年度以降の入学生から適用し、平成十四年度の入学生については、この規則施行の日から二年間は、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、国際会計研究科教授会が別に定めるところにより、平成十四年度の国際会計研究科入学生について、改正後の規則を適用することができる。

附 則（規程第千九百四十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規則は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千九百九十九号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八号）

この規則は、平成十五年九月十九日から施行する。

附 則（規程第二千十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第四条の二の規定は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千三十七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千七十一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別記書式第三号の二は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千二百二十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第二条、第四条の二及び第二十四条並びに別記書式第三号の二及び別記書式第三号の二の二は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千二百九号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百三十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第四条の二及び第二十四条の規定並びに別記書式第三号の二は、平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千三百七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規則は、平成二十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千三百三十号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千四百八十八号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第四条の二第四項の規定は、平成二十六年四月一日入学の法学既修者から適用し、平成二十五年四月一日以前入学の法学既修者については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の第二十条の二及び第二十一条の規定は、平成二十五年四月一日以降に博士の学位を授与された者について適用し、平成二十五年三月三十一日以前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千五百四十七号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千七百八号）

この規則は、平成二十九年五月二十日から施行する。

附 則（規程第二千七百九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第四条の二の規定は、平成三十年四月一日入学の法学既修者から適用し、平成二十九年四月一日以前入学の法学既修者については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千七百三十三号）

この規則は、平成三十年一月二十九日から施行する。

附 則（規程第二千七百五十八号）

この規則は、平成三十年五月二十六日から施行する。

附 則（規程第二千八百一号）

この規則は、平成三十一年二月十八日から施行する。

附 則（規程第二千八百九十五号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第三条第一項の規定は、令和三年四月一日以降の入学生から適用し、令和二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千九百九十八号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

<p>CHUO UNIVERSITY</p> <p>confers upon</p> <p>(氏 名)</p> <p>born on (生年月日)</p> <p>the degree of Master of (学位名称)</p> <p>in recognition of having successfully completed the course of study and fulfilled all the requirements in the (専攻名) Course of the Graduate School of (研究科名)</p> <p>, (西暦)</p> <p>氏 名 氏 名</p> <p>Dean President</p> <p>Graduate School of (研究科名)</p>	<p style="text-align: right;">修第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>本大学大学院 研究科 専攻の修士課程に定めら れた単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格し たので修士 () の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>中央大学大学院</p> <p>研究科委員長 氏 名 (印)</p> <p>中央大学学長 氏 名 (印)</p>
--	---

別記書式第三号
博士学位記 (論文)

<p>博乙第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>本大学に学位論文 (論文題名) を提出し所定 の審査及び試験に合格したので博士 () の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>中央大学大学院 研究科委員長 氏 名</p> <p>中央大学学長 氏 名</p> <p>(印) (印)</p>	<p>備考 横書きにすることができる。</p>
--	-------------------------

別記書式第二号
博士学位記 (課程)

<p>博甲第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>本大学大学院 研究科 専攻の博士 課程に定められた単位を修得し学位論文の審査 及び最終試験に合格したので博士 () の 学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>中央大学大学院 研究科委員長 氏 名</p> <p>中央大学学長 氏 名</p> <p>(印) (印)</p>	<p>備考 横書きにすることができる。</p>
--	-------------------------

備考 横書きにすることができる。

別記書式第三号の二
 専門職学位記

専 第 号	学 位 記	氏 名	生 年 月 日
本 大 学 法 科 大 学 院 の 課 程 に 定 め ら れ た 単 位 を 修 得 し た の で 法 務 博 士 (専 門 職) の 学 位 を 授 与 す る			
年 月 日	中 央 大 学 法 科 大 学 院	法 務 研 究 科 長	氏 名
年 月 日	中 央 大 学 学 長	氏 名	氏 名
備 考 横 書 き に す る こ と が で き る。 ㊟ ㊟			

別記書式第三号の三
 専門職学位記

CHUO UNIVERSITY confers upon (氏 名) born on (生年月日) the degree of Master of Business Administration (Profession) in recognition of having successfully completed the course of study and fulfilled all the requirements in the Strategic Management Program of the Graduate School of Strategic Management , (西曆) 氏 名 氏 名 Dean President Graduate School of Strategic Management	戦 専 第 号 学 位 記 氏 名 生 年 月 日 本 大 学 専 門 職 大 学 院 戦 略 経 営 研 究 科 戦 略 経 営 専 攻 の 課 程 に 定 め ら れ た 単 位 を 修 得 し た の で 経 営 修 士 (専 門 職) の 学 位 を 授 与 す る 年 月 日 中 央 大 学 専 門 職 大 学 院 戦 略 経 営 研 究 科 長 氏 名 ㊟ 中 央 大 学 学 長 氏 名 ㊟
---	---

別記書式第四号
博士学位申請書

現住所	研究科 専攻(博士課程)
氏名	氏名
年月日生	年月日生
私は、このたび中央大学学位規則第六条の規定により、学位論文、同論文要旨及び履歴書を添えて提出いたしますからご審査のうえ、博士()の学位を授与下さるよう申請いたします。	
論文題目()	()
年月日	右
氏名	中央大学大学院 研究科委員会 御中
	印

備考 横書きにすることができます。

別記書式第五号
博士学位申請書

現住所	氏名
氏名	氏名
年月日生	年月日生
私は、このたび中央大学学位規則第七条第一項の規定により、学位論文、同論文要旨及び履歴書を添えて提出いたしますからご審査のうえ、博士()の学位を授与下さるよう申請いたします。	
論文題目()	()
年月日	右
氏名	中央大学学長 殿
	印

備考 横書きにすることができます。